本文第２章第２節３⑴②に次のように加える。

現地対策本部長が、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）を開催する場合は、当該派遣された隊員は、合同対策協議会に出席する。

本文第２章第２節３⑵②イ中「地方防衛局長に対して」を「当該部隊等の長は、当該区域を管轄区域とする地方防衛局長に対して、」に改め、同節３⑵に次のように加える。

③　現地調整所における協力

市町村長又は都道府県知事が、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認め、現地調整所を設置した場合は、部隊等の長は、当該調整所に所要の隊員を派遣して、他の現地関係機関との緊密な連携・協力に努める。

この場合において、必要があると認めるときは、当該部隊等の長は、当該区域を管轄区域とする地方防衛局長に対して、地方防衛局の職員の派遣につき協力を求めることができる。

公　告

諮　事　項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ディーケーアール・オアシス・ジャパン・エル・エル・シー
２．住所　東京都港区虎ノ門四丁目３番１号
３．代表者の氏名　日本における代表者　清野　英俊
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第867号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年５月11日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成21年11月11日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　有限会社道明経済
２．住所　東京都渋谷区幡ヶ谷１丁目９番４号704
３．代表者の氏名　代表清算人　道間　正信
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第895号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年５月11日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成21年11月11日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　イー・トラスト株式会社
２．住所　東京都品川区東五反田一丁目10番７号
３．代表者の氏名　代表取締役　橋本　正人
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1890号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年５月11日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成21年11月11日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ＣＳＫプリンシパルズ株式会社
２．住所　東京都港区南青山２―26―１ＣＳＫ青山ビル
３．代表者の氏名　代表取締役　小林　正明
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1988号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年５月11日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成21年11月11日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社百薬ファンダメンタル・インベストメンツ
２．住所　東京都中央区八丁堀３―９―２
３．代表者の氏名　代表取締役　岡田　忠純
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2164号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年５月11日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成21年11月11日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　メリディアン・アセット・マネジメント・エスディーエヌ・ビーエイチディー
２．住所　マレーシア国クアラルンプール、ジャラン・デワン・バハサ12、メナラ・マー16階スイート16. 06Ａ
３．代表者の氏名　業務執行取締役　ニコラス・ティオン・イー・エヌジー
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1104号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年５月11日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成21年11月11日

関東財務局長　厚木　　進